

令和7年度

償却資産（固定資産税）申告の手引き

日頃から、当市行政に格別の御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、固定資産税は、土地や家屋のほかに償却資産（事業用資産）についても課税の対象となります。償却資産を所有されている方は、毎年1月1日現在、焼津市内に所在する償却資産について、地方税法第383条の規定により申告していただくことになっております。

つきましては、この手引きを御覧いただき、申告書等の作成及び御提出をお願いいたします。

提出期間

令和7年1月6日(月) から1月31日(金) まで

【お願い】提出期限間近になりますと窓口が混雑しますので、早めの提出をお願いいたします。

提出先
問合せ先

〒425-8502 静岡県焼津市本町二丁目16番32号
焼津市役所 課税課 償却資産・諸税担当 本庁3階7番窓口
電話番号：(054) 626-1142 (直通)

申告書の提出は大井川庁舎の大井川市民サービスセンター窓口でも可能です。
申告書に関することは、課税課 償却資産・諸税担当までお問合せください。

留意事項



- **控えが必要な場合は事前にコピーをお取りください。**
- 郵送で申告書を提出される方で、焼津市の受付印を押した申告書控えの返送を希望される場合は、必ず控え用申告書と切手を貼った返信用封筒を同封してください。
- 平成28年度から個人番号・法人番号の記入欄が設けられました。
償却資産申告書の「3 個人番号又は法人番号」欄に御記入いただき、**個人名での申告の場合には、本人確認書類と個人番号のわかる書類を添付又は提示してください。**（詳細は手引き9ページを参照してください。）
- 太陽光発電設備も申告対象となる場合があります。
法人又は個人事業主が所有する設備（発電量・売電方法は問わない）や、事業主ではない個人が所有する全量売電の設備については、申告する必要があります。
- 申告内容等について、**地方税法第353条及び第408条に基づいて調査を行っておりますので、御協力をお願いします。**また、**地方税法第354条の2に基づき、所得税又は法人税に関する書類について閲覧を行うことがあります。**調査によって資産の申告もれ等が判明した場合は、修正申告をお願いすることがあります。

切り取って、
封筒の宛名としてお使いください →

〒425-8502
静岡県焼津市本町二丁目16番32号
焼津市役所 課税課 償却資産・諸税担当 行
(償却資産申告書 在中)

償却資産申告に関するQ & A

Q 償却資産は、なぜ申告しなければいけないのですか？

A 償却資産は土地・家屋のような登記制度がないため、地方税法第383条の規定により、所有者は毎年1月1日現在（賦課期日）の資産を申告する義務があります。

Q 毎年、税務署へ確定申告をしていますが、市にも申告しないとイケないのですか？

A 申告が必要となります。税務署への申告は国税に関するもので、市役所への申告は固定資産税に関するものです。

Q 資産の内容に変更がなくても毎年申告しないとイケないのですか？

A 毎年申告してください。資産の内容に変更が無い場合は、申告書右下の18備考欄の「2. 資産増減なし」を○で囲んでください。詳細は4ページ「2. 提出していただく書類」を御覧ください。

Q 廃業・清算終了しましたが、申告する必要がありますか？

A 申告してください。申告書右下の18備考欄に「○年○月廃業／清算終了」と記入してください。提出した翌年度からは、申告する必要はありません。

Q 所有者が死亡したのですが、どのように申告すればよいですか？

A 相続した場合は、申告書の住所・名前欄を二重線で消し、新所有者のものに書き換え、右下の18備考欄に「○年○月旧所有者死亡のため新所有者相続」と記入してください。
相続人未定の場合は、申告書の住所・名前欄の横に「相続代表人 ○○（相続代表人の氏名）」を記入し、右下の18備考欄に「相続人未定」と記入してください。

Q 店舗を借りて事業をしていますが、どのようなものが申告対象になりますか？

A テナント側が取り付けした電気設備、内装工事等が申告対象となります。3ページ（設備関係の取り扱い）を御覧ください。

Q リース資産は申告対象になりますか？

A 基本的にリース会社に申告していただきます。ただし、リース期間終了後、無償で譲渡されることを条件に借りている場合や、割賦契約の場合は、借主が申告する必要があります。

Q 自動車を購入しました。償却資産として申告する必要がありますか？

A 道路運送車両法の適用を受ける自動車のうち大型特殊自動車（ロードローラ、ショベルローダなど）については、申告対象となります。乗用車、小型特殊自動車等については申告対象にはなりません。1～2ページを御確認ください。

Q 減価償却済みの償却資産は申告する必要がありますか？

A 申告してください。法定耐用年数を過ぎ、減価償却が済んだ償却資産も事業用に使用している限り申告が必要です。固定資産税における償却資産の評価額の最低限度は、取得価額の5%です。

Q 共同住宅（アパート）を所有し、賃貸業を行っているのですが、申告する必要がありますか？

A 申告してください。家屋の評価に含まれないルームエアコンや、敷地内のアスファルト舗装等が対象です。詳しくは3ページを御確認ください。

Q 太陽光発電設備を設置しましたが、申告する必要がありますか？

A 事業用資産に該当するため、申告対象となります。ただし、個人が住居用の屋根上等に設置した設備で、発電された電気を自分の住まいの電気に充て、残った電気を電力会社に売却する余剰売電の場合は、事業用資産に該当しないため、申告は不要です。また、市で行った新築家屋調査の際に屋根材一体型と評価されたものについては家屋の評価対象になるため、申告は不要です。申告の対象となる方は、6ページ（課税標準額の特例について）も御覧ください。

目次

I 償却資産とは	(ページ)
1 償却資産とは	1
2 対象となる資産の種類（主な例）	1
3 その他の申告対象資産	1～2
4 申告の必要がない資産	2
5 業種別の主な例	2～3
6 設備関係の取り扱い（家屋と償却資産の区分け）	3
II 償却資産の申告について	
1 申告していただく方	4
2 提出書類	4
3 自社の電算システムにより申告する場合	5
4 電子申告（eL TAX）について	5
5 国税（所得税・法人税）との比較	5
III 課税標準額の特例について	6
IV 税額等の算出方法について	
1 評価額の算出方法	7
2 税額の算出方法	8
V マイナンバーの記載について	
1 個人番号記載に伴う本人確認について	9
2 マイナンバーとは	9
記載例 1 償却資産申告書	10
記載例 2 種類別明細書	11

I 償却資産とは

1 償却資産とは

土地・家屋以外の事業の用に供することができる有形の固定資産で、法人税法又は所得税法の所得の計算上減価償却の対象となる資産をいいます。会社や個人で工場や商店等を経営している方、駐車場やアパート等を貸し付けている方が、その事業のために用いている構築物、機械・装置、工具、器具、備品等の固定資産を償却資産といい、固定資産税が課税されます。

2 対象となる資産の種類（主な例）

コード	資産の種類		主な償却資産
1	構築物	(構築物)	広告塔、テニスコート、屋外プール、芝生等緑化施設、庭園、門及び塀、井戸、屋外排水溝、舗装路面、ガスタンク、石油タンク、独立キャノピー、ゴルフ練習場のネット設備、その他土地に定着した土木設備等
		(建物附属設備)	受変電・自家発電設備、蓄電池電源設備、屋外給排水設備、ガス引込み設備、そで看板、可動間仕切り、日よけ設備、屋外受水槽・浄化槽・貯水槽、立体駐車場設備、ボイラー設備、ネオンサイン、外灯等 ※建物所有者以外が施工した内部造作
2	機械及び装置		電気機械、印刷機械、土木建設機械等各種産業用機械・装置、工作木工機械、食品加工製造機械、発電機設備、太陽光発電設備、機械式立体駐車場、運輸設備（コンベアー巻上機、起重機等）等
3	船舶		はしけ、ボート、漁船、遊覧船、汽船、貨物船、油槽船等
4	航空機		飛行機、ヘリコプター、グライダー等
5	車両及び運搬具		大型特殊自動車（ロードローラー、ショベルローダ、フォークリフト等0及び00～09、000～099、9及び90～99、900～999ナンバー）構内運搬車等 ※自動車税（種別割）、軽自動車税（種別割）の課税対象となる資産は除きます。
6	工具・器具及び備品		医療機器、冷房又は暖房用機器、理美容機器、机、椅子、複写機、ファクシミリ、パソコン、カメラ、電話設備、陳列ケース、自動販売機、看板、切削工具、測定工具、遊戯機器、ネオン、テレビ、その他音響機器、カラオケ、計算機、冷蔵庫等

3 その他の申告対象資産

- ・ 企業会計上、簿外資産として取り扱われている資産であっても1月1日現在事業の用に供しているもの、又は供しうる資産
- ・ 企業会計上、建設仮勘定で経理されている資産であってもその一部又は全部が1月1日現在事業の用に供されている資産
- ・ 割賦購入資金で割賦金の完済していないものであっても、既に事業のために用に供している資産
- ・ 赤字決算のため減価償却を行っていないものであっても、本来減価償却が可能な資産
- ・ 遊休資産、未稼働資産であっても、1月1日現在事業の用に供することができる状態にある資産
- ・ 清算中の法人で自ら清算事務に供している資産及び他の事業者にも事業用として貸し付けている資産
- ・ 社宅、宿舍用の資産、福利厚生用の資産（家屋を除く）
- ・ 国税で単年度の費用処理（即時償却）が認められている資産（パソコン、ファクシミリ等のOA機器）
- ・ 機械等の修理、改良の費用で資本的支出に該当するもの（新たな資産の取得とみなされます）

〈参考〉償却方法と取得価額による申告対象の一覧

固定資産税（償却資産）の申告対象は、原則として取得価額又は製作価額が20万円以上のものですが、租税特別措置法を適用して損金算入した資産についても対象となります（下図をご参照ください）。

取得価額 償却方法	10万円未満	10万円以上 20万円未満	20万円以上 30万円未満	30万円以上
個別減価償却資産	対象 (申告が必要です)			
中小企業の少額資産特例 租税特別措置法第28条の2、 第67条の5	対象 (申告が必要です)			対象外 (申告は不要です)
一時損金算入 法人税法施行令第133条 所得税法施行令第138条	対象外 (申告は不要です)	申告対象外である、いわゆる「少額資産」とは、地方税法の規定により、取得価額10万円未満の資産のうち一時損金算入したもの又は取得価額20万円未満の資産のうち3年一括償却したもののみをいいます。		
3年一括償却 法人税法施行令第133条の2第1項 所得税法施行令第139条第1項	対象外 (申告は不要です)			

4 申告の必要がない資産

- ・自動車税の課税客体である自動車並びに軽自動車税の課税客体である原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車
- ・生物（ただし、観賞用・興行用及びこれらに準ずる用に供するものは申告対象）
- ・無形減価償却資産（鉱業権、漁業権、特許権、営業権、ソフトウェア等）
- ・書画骨とう（ただし、複製のようなもので、単に装飾的目的のみ使用されるものは申告対象）
- ・劣化資産（冷媒、触媒、熱媒等）
- ・繰越資産（創業費、開発費等）
- ・たな卸資産（ただし、事業の用に供することができ、本来は減価償却資産として経理されるべきものは申告対象）

5 業種別の主な例

業種	主な償却資産例
共通	パソコン、コピー機、ルームエアコン、事務机、応接セット、ロッカー、キャビネット、金庫、看板、ネオンサイン、舗装路面、スポットライト、駐車場設備、受変電設備、庭園、門、塀、外構、外灯、広告塔、中央監視制御装置、簡易間仕切等
製造業	受変電設備、金属製品製造加工機械、旋盤、ボール盤、フライス盤、プレス機、圧縮機、測定・検査工具等
印刷業	製版機、印刷機、裁断機等
建設業	ブルドーザー、パワーショベル、フォークリフト等の大型特殊自動車（0及び00～09、000～099、9及び90～99、900～999ナンバー）、ミキサー、発電機等
娯楽業	パチンコ機、パチスロ機、ゲーム機、両替機、カラオケ機器、ボウリング場用設備、ゴルフ練習場設備、接客用家具、駐車場設備、照明設備等
飲食店業	厨房設備、テーブル、椅子、カラオケ機器、冷凍冷蔵庫等

理容・美容業	理容・美容椅子、洗面設備、消毒殺菌器、パーマ器、サインポール、レジスター等
医・歯業	医療機器（レントゲン装置、手術機器、歯科診療ユニット、ファイバースコープ、CTスキャン、ベッド等）、各種キャビネット等
小売業	陳列ケース、冷蔵ストッカー、自動販売機、冷凍冷蔵庫、日よけ等
自動車整備業 ガソリン販売業	オートリフト、テスター、洗車機、ガソリン計量器、独立キャノピー、防壁、地下タンク、溶接機、コンプレッサー、照明設備、自動販売機、舗装路面等
クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ボイラー、看板等
浴場業	温水器、濾過機、ボイラー、オイルバーナー、釜、ポンプ等
旅館・ホテル業	ステレオ、ガスレンジ、洗濯設備、ボイラー、自動食器洗浄機、製氷機、厨房設備、放送設備、カーテン、テレビ、ベッド、応接セット等
駐車場業	受変電設備、立体駐車場の機械設備（ターンテーブル等）、駐車場管理システム、照明等の電気設備、舗装路面等
不動産貸付業	受変電設備、駐車場舗装、外構工事（門、塀、緑化設備、フェンス、側溝等）、屋外電気・給排水設備・ガス設備、自転車置場、ゴミ置場、集合郵便受箱、宅配ボックス、屋内備付電化製品等
農業	ビニールハウス、穀物収穫調製用機具、歩行型トラクター、噴霧器等

【留意事項】この表に示されていないものについては財務省の定める耐用年数表を参照してください。

〈参考〉減価償却資産の耐用年数等に関する省令（財務省）

6 設備関係の取り扱い（家屋と償却資産の区分け）

建築設備で「家屋に取り付けられ家屋と構造上一体となっているもの」は、原則として家屋に含めて取り扱いますが、次のような独立した機器としての性格が強い設備は償却資産として取り扱います。

（家屋として課税されている資産は、課税課家屋担当に御確認ください。）

設 備 区 分	償却資産として取り扱うもの	家屋に含めるもの （家屋と一体になっている）	
電 気 設 備	変電設備	屋外配線、変圧設備、工業用変送電設備、配電設備等	
	照明設備	ネオンサイン、スポットライト、投光器、電光ニュース、外灯、電気サイン等	白熱灯器具、水銀灯器具、非常照明器具等
	自家発電設備	変電機、発電機、蓄電池等	
	中央監視制御装置	各種記録計、指示計、監視制御盤	
	電話設備	交換機、電話機、電源等	配管及び配線、端子盤
	インターホン設備	マイクロホン、拡声機、増幅器、混声器、演奏器等	配管及び配線
	電気時計設備	親時計、子時計、配線盤、充電器、蓄電池、タイムレコーダー等	配管及び配線
冷暖房設備	独立煙突及び煙道、ルームクーラー、パッケージ・エアコンディショナー（冷却塔及びダクト付きのものを除く）等	家屋と一体の各種冷暖房設備、ダクト設備	
換気設備	扇風機・工業用送風装置等	送風機、換気扇、ダクト等	
給排水設備	井戸、水道引込管、屋外給水設備、屋外排水設備、浄化槽等	ポンプ、屋内給水設備、屋内排水設備、貯湯槽	
給湯設備	湯沸器、局所式給湯器、局所式のボイラー及び附属品等	配管、ユニットバス等用給湯器	
ガス設備	屋外供給管、メーター、各種ガス器具等	屋内支管、カラン	
消火設備	ホース、ノズル、各種消火器等	スプリンクラー設備、消火栓設備等	
運搬設備	立体駐車場設備、簡易エレベーター、ベルトコンベアー等	エレベーター、リフト、エスカレーター	
サービス設備	厨房設備（作り付けを除く）、洗濯設備等	システムキッチン	

Ⅱ 償却資産の申告について

1 申告していただく方

毎年1月1日現在、焼津市内において事業用償却資産を所有されている方です。記入例を10・11ページに掲載しましたので御参照ください。申告書が送られてきた方で償却資産を所有されていない場合は、その旨を右下の18備考欄に記入して必ず申告書を提出してください。

2 提出書類

初めて申告される方 → 1ページ「Ⅰ 償却資産とは」で該当する全ての資産について申告してください。次の表のうち○印のある書類を提出してください。

提出書類	償却資産 申告書	種類別明細書 (増加資産・全資産用)	申告書右下の18備考欄
申告する資産がある方	○	○	「1 資産増減あり」に○をつける 前年中に取得した資産について申告してください。 (「前年中」とは、令和6年1月2日から令和7年1月1日までの間です。)
申告する資産がない方	○	×	「3 資産なし」に○をつける ※資産なしであっても事業を継続している場合は毎年申告する必要があります。

令和6年度以前に申告された方 → 前年中の資産の増減状況について申告してください。



「前年中」とは、令和6年1月2日から令和7年1月1日までの間です。

申告書類は、原則本市で作成した同封の申告書類を使用されますようお願いいたします。

次の表のうち○印のある書類を提出してください。

提出書類	償却資産 申告書	種類別明細書 (増加資産・全資産用)	申告書右下の18備考欄
増加・減少した資産がある方	○	○	「1 資産増減あり」に○をつける
資産の増減がない方	○	×	「2 資産増減なし」に○をつける
解散・廃業・休業・移転した方	○	×	「3 資産なし」に○をつける。 解散・廃業・休業・移転等の日付を記入

※令和6年1月1日以前の資産の取得・減少について申告漏れがありましたら、前年中の取得・減少に含めて申告してください。

申告漏れの資産については最大で過去5年間分の台帳の修正を行います。修正に伴い税額に変更がある場合があります。記入方法については11ページ「記載例2」を御確認ください。

※種類別明細書に増加資産を記入しきれない場合又は、資産内容を印字した種類別明細書が同封されていない場合は、同封した白紙の種類別明細書（増加資産・全資産用）に記入し申告してください。

3 自社の電算システムにより申告する場合



- ・ 事業者側で評価額、決定価格、課税標準額を計算したうえで、申告していただきます。
- ・ 毎年度、増減があった資産だけでなく、1月1日（賦課期日）現在焼津市内に所有しているすべての償却資産について申告してください。

4 電子申告(eLTAX)について

焼津市では、平成24年度から償却資産の申告はインターネットによる地方税の電子申告(eLTAX)が利用できるようになりました。eLTAXの利用手続き等の詳細はeLTAXホームページで御確認ください。<https://www.eltax.lta.go.jp>

【お願い】 電子申告(eLTAX)を利用される方へ

- eLTAX申告の際は、コードの転記をお願いします。
- ① 申告書の「所有者コード」をeLTAX申告書の「※所有者コード」欄に入力してください。
 - ② 修正した資産及び特例該当資産等については、摘要欄に「金額修正」「取得年月修正」「耐用年数修正」や「特例税法第〇〇条第〇項」等を入力してください。
 - ③ 種類別明細書をeLTAXに入力せずに別途添付する場合は、XML形式で御提出ください。

※ eLTAXを利用して全資産申告をした場合、内容確認のため、後日、増加資産又は減少資産種類別明細書の提出をお願いすることがあります。お手数をおかけしますが、御協力ください。

5 国税(所得税・法人税)との比較

項目	固定資産税の取扱い(償却資産)	国税の取扱い(所得税・法人税)
償却計算の期間	暦年(賦課期日制度)	事業年度
減価償却の方法	一般の資産は定率法	一般の資産は定率法・定額法の選択
前年中の新規取得資産	半年償却(1/2)	月割償却(一般の場合は半年償却)
圧縮記帳の制度(注1)	認められません	認められます
特別償却・割増償却	認められません	認められます(租税特別措置法)
増加償却(注2)	認められます	認められます(所得税法・法人税法)
評価額の最低限度	取得価額の100分の5	備忘価格(1円)まで
改良費	区分評価(改良を加えられた資産と改良費を区分して評価します。)	合算評価
中小企業等の少額償却資産の取得価額の損金算入の特例	認められません	認められます

(注1) 圧縮記帳の制度は認められていませんので、国庫補助金で取得した資産等で取得価額の圧縮を行ったものについては、圧縮前の取得価額としてください。

(注2) 増加償却又は陳腐化資産の一時償却

所得税法若しくは法人税法の規定による増加償却又は陳腐化償却の一時償却を行った資産については、償却資産の評価上控除額の加算を行います。

なお、増加償却の場合は税務署長への届出書の写しを、陳腐化償却の一時償却の場合は国税局長の承認通知書の写しを申告書に添付してください。

Ⅲ 課税標準額の特例について

地方税法第 349 条の 3、同法附則第 15 条及び第 64 条に規定する一定要件を備えた償却資産は固定資産税が軽減されます。該当資産を所有されている方は、種類別明細書（増加資産・全資産用）の摘要欄に特例適用の法的根拠を記入し、併せて添付資料を提出してください。 次の表は特例資産の一部を例示したものです。

根拠規定		設備の種類	取得期間の制限	適用期間	特例率
条	項号				
地方税法第 349 条の 3	第 4 項	外航船舶	期間制限なし	制限なし	価格の 1/6
		準外航船舶	期間制限なし	制限なし	価格の 1/4
	第 5 項	内航船舶	期間制限なし	制限なし	価格の 1/2
	第 27 項	家庭的保育事業の用に供するもの	H29. 4. 1 から	制限なし	価格の 1/2
	第 28 項	居宅訪問型保育事業の用に供するもの	H29. 4. 1 から	制限なし	価格の 1/2
	第 29 項	利用定員 5 人以下の事業所内保育事業の用に供するもの	H29. 4. 1 から	制限なし	価格の 1/2
地方税法附則	第 15 条	第 25 項 再生可能エネルギー発電設備 太陽光・風力・水力・地熱・バイオマス	R6. 4. 1 から R8. 3. 31 まで	3 年間	価格の 2/3、 3/4 又は 1/2 (※注)
		第 32 項 特定事業所内保育事業の用に供するもの	H29. 4. 1 から R6. 3. 31 まで	5 年間	価格の 1/2
		第 44 項 市から認定を受けた導入促進基本計画に基づき新規取得した設備	R5. 4. 1 から R7. 3. 31 まで	賃上げ表明なし： 3 年 賃上げ表明あり： 4 年間又は 5 年間	賃上げ表明なし： 価格の 1/2 賃上げ表明あり： 1/3
	旧第 64 条	-	市から認定を受けた導入促進基本計画に基づき新規取得した設備	R3. 4. 1 から R5. 3. 31 まで (構築物は R2. 4. 30 から R5. 3. 31 まで)	3 年間

※注 再生可能エネルギー発電設備は、設備の種類及び規模(kw)等で特例率が異なりますので、償却資産・諸税担当までお問合せください。

〈参考〉添付資料の例 …その他資料が必要な場合もあります。詳しくはお問合せください。

●法第 349 条の 3 第 4 項、第 5 項 外航船舶・準外航船舶、内航船舶の特例申請

- ①船舶国籍証書（写）又は登録票（写）及び船舶検査証（写）等
- ②農林水産大臣が許可・承認する漁業に従事している場合は、許可・承認を受けていることがわかる書類（写）等

●法附則第 15 条第 25 項 太陽光発電設備（認定を受けたものを除く）の特例申請

- ①「再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金交付決定通知書」（写）

●法附則第 15 条 44 項 先端設備導入認定設備（先端設備導入計画に基づき取得）の特例申請

- ①「先端設備等導入計画」（写）
- ②「先端設備導入計画に係る認定書」（写）
- ③ 投資計画に関する確認書（写）
- ④（リース会社固定資産税を納付する場合）
 - ・リース契約見積書（写）
 - ・公益社団法人リース事業協会が確認した固定資産税軽減計算書（写）
- ⑤（賃上げ方針を表明する（固定資産税の 1/3 軽減を受けたい）場合）
 - ・賃上げ方針を表明したことを証する書面

●法附則旧第 64 条 先端設備導入認定設備（先端設備導入計画に基づき取得）の特例申請

- ①「先端設備導入計画に係る認定申請書」（写）及び「先端設備等導入計画（写）」
- ②「先端設備導入計画に係る認定書」（写）
- ③ 計画書に記載された設備に関する工業会発行の証明書（写）
- ④（リースによる設備取得の場合のみ必要）
 - ・リース契約見積書（写）
 - ・公益社団法人リース事業協会が確認した固定資産税軽減計算書（写）

IV 税額等の算出方法について

1 評価額の算出方法

償却資産の評価額は、取得価額を基礎として、取得後の経過年数に応ずる価値の減少（減価）を考慮して評価します。

- 前年中に取得した償却資産の評価（初年度については、一律に半年償却を行います。）

$$\begin{aligned} \text{評価額} &= \text{取得価額} \times (1 - (\text{耐用年数に応ずる減価率} \times 1/2)) \\ &= \text{取得価額} \times \text{減価残存率（前年中取得）} \end{aligned}$$

- 前年前に取得した償却資産の評価

$$\begin{aligned} \text{評価額} &= \text{前年度評価額} \times (1 - \text{耐用年数に応ずる減価率}) \\ &= \text{前年度評価額} \times \text{減価残存率（前年前取得）} \end{aligned}$$

※この方法により計算し評価額が取得価額の5%になるまで償却します。評価額が取得価額の5%未満になる場合は、5%にとどめます。

減価残存率表・「固定資産評価基準」 別表15「耐用年数に応ずる減価率」より作成

耐用年数	減価率	減価残存率		耐用年数	減価率	減価残存率		耐用年数	減価率	減価残存率	
		前年中取得	前年前取得			前年中取得	前年前取得			前年中取得	前年前取得
		r	1-r/2			1-r	r			1-r/2	1-r
-	-	-	-	11	0.189	0.905	0.811	21	0.104	0.948	0.896
2	0.684	0.658	0.316	12	0.175	0.912	0.825	22	0.099	0.950	0.901
3	0.536	0.732	0.464	13	0.162	0.919	0.838	23	0.095	0.952	0.905
4	0.438	0.781	0.562	14	0.152	0.924	0.848	24	0.092	0.954	0.908
5	0.369	0.815	0.631	15	0.142	0.929	0.858	25	0.088	0.956	0.912
6	0.319	0.840	0.681	16	0.134	0.933	0.866	30	0.074	0.963	0.926
7	0.280	0.860	0.720	17	0.127	0.936	0.873	35	0.064	0.968	0.936
8	0.250	0.875	0.750	18	0.120	0.940	0.880	40	0.056	0.972	0.944
9	0.226	0.887	0.774	19	0.114	0.943	0.886	45	0.050	0.975	0.950
10	0.206	0.897	0.794	20	0.109	0.945	0.891	50	0.045	0.977	0.955

※「固定資産評価基準」とは、地方税法第388条に基づく総務大臣の告示です。

※耐用年数は「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」別表1、2及び5、6が適用されますが、例外として次の耐用年数も適用されます。

①中古見積耐用年数・・・同省令第3条の規定により見積もった耐用年数

②短縮耐用年数・・・法人税法施行令第57条の規定により耐用年数の短縮について、国税局長の承認を受けたときは当該耐用年数

2 税額の算出方法

課税標準額に基づき、税額を算出します。課税標準額とは、取得価額と耐用年数から、資産ごとに評価額を算出し、全資産の評価額を合算した額です。

課税標準額 (1,000円未満切り捨て)	×	税率 (1.4%)	=	税額 (100円未満切り捨て)
-------------------------	---	-----------	---	--------------------

※課税標準額が150万円未満の場合は課税されませんが、申告は必要です。

《令和7年度税額算出計算例（概算）》 ※下線部分の端数処理は、小数点以下第4位を四捨五入。

資産の名称	取得年月	取得価額	耐用年数	減価率	令和5年度評価額	合計
舗装路面 <small>(コンクリート敷)</small>	令和6年9月 <small>(前年中取得)</small>	3,700,000円	15年	0.142	$3,700,000円 \times (1 - \underline{0.142} \times 1/2)$ $= 3,700,000円 \times 0.929$ $= \underline{3,437,300円}$ (令和7年度評価額)	3,837,728円 <small>(令和7年度評価額)</small>
ルームエアコン	令和5年6月 <small>(前年前取得)</small>	700,000円	6年	0.319	$700,000円 \times (1 - \underline{0.319} \times 1/2)$ $= 700,000円 \times 0.840$ $= 588,000円$ (令和6年度評価額) $588,000円 \times (1 - 0.319)$ $= 588,000円 \times 0.681$ $= \underline{400,428円}$ (令和7年度評価額)	

↓

評価額の合計 = 決定価格 = 課税標準額 (課税標準の特例(6ページ参照)を受ける資産がない場合)

↓

1,000円未満を切り捨て、税率(1.4%)をかけます。 $3,837,000円 \times 1.4\% = 53,718円$

↓

100円未満を切り捨てます。 $53,718円 \rightarrow$ **53,700円 (税額)**

V マイナンバーの記載について

平成28年1月1日以降に提出する償却資産申告書には、個人番号又は法人番号の記載が必要です。

1 個人番号記載に伴う本人確認について

個人番号を記載した申告書を提出いただく際、マイナンバー法に定める本人確認（番号確認、身元確認及び代理権確認）を行います。法人番号を記載した申告書に関しては確認資料の添付は不要です。

- ・ 郵送で申告書を送付する場合は、以下の（１）又は（２）のコピーを添付してください。
- ・ 窓口で直接来庁される場合には、原本の提示でかまいません（コピーの提出は不要です）。
- ・ eLTAX（電子申告）の場合、本人確認資料の添付は不要です。

（１） 本人が申告書を提出する場合

	番号確認資料	身元確認資料
窓口 郵送	 <p>個人番号カード（裏面） 通知カード（※）、個人番号付住民票 等</p>	 <p>個人番号カード（表面） 運転免許証等</p>
eLTAX （電子申告）	電子証明書等により本人確認を実施するため不要です。	

（２） 代理人が申告書を提出する場合

	本人の番号確認資料	代理人の身元確認資料	代理権確認資料
窓口 郵送	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本人の個人番号カード（裏面） ・ 本人の通知カード（※） ・ 本人の住民票（個人番号付） 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 代理人の個人番号カード（裏面） ・ 代理人の運転免許証 ・ 代理人の税理士証票 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 税務代理権限証書 ・ 委任状 等 <p>（個人の場合、代理人が申告義務者の同一世帯の家族に限り不要です。）</p>
eLTAX （電子申告）	電子証明書等により本人確認を実施するため不要です。		

- （※）個人番号通知カードについては、下記の場合のみ個人番号確認のための本人確認書類として利用することが可能。
- ・ 記載事項（氏名、住所、生年月日、性別、個人番号）の変更を行うべき事由が発生しておらず、記載事項に変更がない場合
 - ・ デジタル手続法施行日（令和2年5月25日）前までに記載事項に変更があり、かつデジタル手続法施行日前までに変更手続きがとられており、デジタル手続法施行日以後変更を行うべき事由が発生していない場合

2 マイナンバーとは

マイナンバーは行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する社会基盤です。この制度の趣旨をご理解いただき、マイナンバーの記載をお願いいたします。マイナンバーの記載がない場合でも、申告書は有効なものとして受理いたします。また、本人確認資料の不備等により本人確認ができない場合は、申告書への個人番号の記載はなかったものとして受理いたしますので、予め御了承ください。



記載例1 償却資産申告書(償却資産課税台帳)

個人番号を記載された場合は、提出時に個人番号のわかるものを御用意ください。

受付印	令和 7年 1月 6日 静岡県焼津市長 殿	令和7年度 償却資産申告書(償却資産課税台帳)	※所有者コード 123456	
所 有	1 住所 又は納税通知書送達先 ※郵便番号を記載してください。 〒425-8502 しずおかけんやいづしほんまち 静岡県焼津市本町2-16-32 (電話 054-626-1142)	3 個人番号又は法人番号 1234567891234	8 短縮耐用年数の承認 有(無)	9 増加償却の届出 有(無)
	氏名 ※必ずふりがなも記入してください。 かぶしきがいしゃ しかくさんぎょう 株式会社〇〇〇産業 代表取締役 〇〇〇太郎 (電話番号)	4 事業種目 (資本金等の額) 〇〇業 (2百万円)	10 「〇〇製造業」等、具体的に記載してください。	11 課税標準の特例 有(無)
「前年中に減少したものの(ロ)」は、種類別明細書に減少として二重線で抹消した金額の合計を記入してください。		「前年中に取得したものの(ハ)」は、種類別明細書に増加として記載した金額の合計を記入してください。	13 税務会計上の償却方法 定率法(定額法)	14 青色申告 有(無)
取得価額		15	① 保福島00番地	
	前年前に取得したもの(イ)	前年中に減少したもの(ロ)	前年中に取得したもの(ハ)	計((イ)-(ロ)+(ハ))(ニ)
1	構築物 3,500,000			3,500,000
2	機械及び装置 21,300,000		6,500,000	27,800,000
3	船舶			
4	航空機			
5	車両及び運搬具			
6	工具、器具及び部品 1,200,000	850,000	650,000	1,000,000
7	合計 26,000,000	850,000	7,150,000	32,300,000
18 備考(添付書類等)欄については次の(ア)~(ウ)のような事項を記載してください。書ききれない場合は、他の用紙(様式自由)に記載してください。		17 事業所用家屋の所有区分 自己所有(借家)		
18 備考(添付書類等)欄については次の(ア)~(ウ)のような事項を記載してください。書ききれない場合は、他の用紙(様式自由)に記載してください。		18 備考(添付書類等) 該当する項目に○をつけて下さい。 1.資産増減あり 2.資産増減なし 3.資産なし ・令和6年11月1日廃業 ・地方税法第349条の○第△項 (**法の特例)に該当する資産有 ・令和6年8月1日商号変更 旧)〇〇〇△△△ ⇒ 新)〇〇〇〇〇〇		

わかる範囲で、該当する項目を○で囲んでください。

実際にこの申告について対応する担当者の所属及び氏名(ふりがな)を記載してください。税理士等による申告の場合は氏名(ふりがな)と電話番号を記載してください。※申告書について質問する場合がありますので必ず記入してください。

18 備考(添付書類等)欄については次の(ア)~(ウ)のような事項を記載してください。書ききれない場合は、他の用紙(様式自由)に記載してください。

- (ア) 合併があった場合は、合併日、合併法人名、被合併法人名等
- (イ) 住所、氏名等に異動があった場合は、異動事由(商号変更等)、異動年月日、旧住所、旧氏名等参考になる事項
- (ウ) 廃業等の場合は、廃業等の年月日



記載例2 種類別明細書(増加資産・全資産用)

※所有者コード 1 2 3 4 5 6		※		白紙の明細書を使用する場合には所有者コードと所有者名を記入してください。		所有者名 株式会社□□□産業		1枚のうち 1枚目									
行番号	資産の種類	資産コード	資産の名称等	数量	取得年月			取得価額	耐用年数	減価残存率	価額	課税標準の特例		課税標準額	増加事由	摘要	
					年号	年	月					率	コード				
01	1	1	駐車場舗装	1	令和	2	9	1,500,000	15						1・2 3・4		
02	1	2	受変電設備	1	令和	2	11	2,000,000	15						1・2 3・4		
03	2	3	機械金型	1	平成	30	5	1,300,000	8						1・2 3・4		
04	2	4	フラットパネルディスプレイ	1	令和	3	4	20,000,000	8						1・2 3・4		
05	6	5	コピー機	1	平成	28	9	700,000	5						1・2 3・4	R6年5月廃棄	
06	6	6	パソコン	1	平成	30	9	150,000	4						1・2 3・4	一部減少1台減	
07	6	7	プリンター	1	平成	30	9	200,000	4						1・2 3・4		
08															1・2 3・4		
09	2		太陽光発電設備	1	令和	6	5	6,500,000	17						1・2 3・4	特例 法附則15条44項(賃上げ1/3)	
10	6		コピー機	1	令和	3	5	500,000	5						1・2 3・4	R6年5月 藤枝市より移動	
11	6		応接セット	1	令和	4	12	150,000	8						1・2 3・4	申告もれ	
12															1・2 3・4		
13															1・2 3・4		
14															1・2 3・4		
15															1・2 3・4		
				8				26,000,000									
				9				32,300,000									

資産が減少した場合には二重線で抹消し、摘要欄に除去年月と理由を記入してください。
(例) R6. 5月廃棄
R6. 8月売却
R6. 11月滅失
※一部減少の場合は変更点を二重線で抹消し、変更後の数値を記入してください。

【増加事由】
該当する増加事由を○で囲んでください。
1=新品取得
2=中古品取得
3=移動による受入れ
4=その他
3の場合、摘要欄に移動前の所在地を記入する
4の場合、摘要欄に理由を記入する。

【耐用年数】
法人税及び所得税における法定耐用年数を記入してください。

【資産の名称等】
増加資産については手書きで追記してください。
※増加資産を記載しきれない場合は同封した種類別明細書(増加資産・全資産用)に記入してください。

【資産コード】
新たに取得した資産については記入不要です。

【資産の種類】
以下の数字で記入してください。
1=構築物(建物附帯設備を含む)
2=機械及び装置
3=船舶
4=航空機
5=車両及び運搬具
6=工具、器具及び備品

必要に応じて合計額を訂正してください。

【摘要】
●非課税資産、課税標準の特例が適用されている資産はその旨の表示と適用条項(例:特例法附則15条44項(賃上げ1/3))
●他の市町村からの移動等により受け入れた資産については、移動の年月
●前年前(令和6年1月1日以前)に取得した資産については摘要欄に「申告もれ」と記入してください。

第二十六号様式別表一(提出用)